

第11回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月10日（火） 午後1時30分から午後2時45分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（11人）

会長（議長）	9番	足立晋哉
農業委員	1番	酒井美智子
	2番	河岡誠
	4番	佐々木隆
	5番	藪内明
	6番	古徳哲郎
	7番	足立恵一
最適化推進委員	10番	濱田孝
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 3番 阿部和夫

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	山田幹夫
主任	須山祐介

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第34号 農地法第3条の規定による申請について

議案第35号 農地法第5条の規定による申請について

議案第36号 農用地利用集積計画（案）について

議案第37号 農用地利用配分計画（案）について

報告第22号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第24号 認定電気通信事業者の行う無線基地局の設置に伴う事業計画の提出について

報告第25号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和2年第11回境港市農業委員会総会を開会いたします。
本日の欠席委員は1名ですので、定足数に達しており会議は成立しております。
それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の
議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、1番酒井委員、2番河岡委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和2年10月22日（木）常設審議委員会（会長）

令和2年10月28日（水）鳥取県西部地区農業委員会会長協議会臨時総会
（会長、事務局長）

議 長 それでは、議案審議に入ります。議案第34号「農地法第3条の規定による申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第34号「農地法第3条の規定による申請について」説明させていただきます。
議案の1ページです。

譲渡人が森岡町のAさんで、譲受人が森岡町のBさんです。申請地を売買により所有権移転し、畑として使用したいという申請内容です。土地の所在は、境港市森岡町・畑・588㎡で調整区域内にあります。地図は2ページです。次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後も現状の通り畑として使用することですので、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は1年を通して農作業に従事されるということで、農作業への常時従事は可能と見込まれます。第5号の下限面積要件についてですが、他耕作農地面積が、52,009㎡で、合計農地面積が、52,597㎡となり、下限面積要件の20アールを満たすこととなります。第6号の転貸禁止要件には該当いたしません。第7号の地域調和要件ですが、梶谷さんは隣接地に作業場、育苗ハウスを設置しており、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

事務局 以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、濱田委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 東側にCさんの家がありまして、その間に作業場やハウスがあります。皆様の審議をお願いします。

議長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。
他にご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第34号は、原案のとおり承認されました。
続きまして議案第35号「農地法第5条の規定による申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第35号「農地法第5条第1項の規定による申請について」説明をさせていただきます。議案の4ページです。

※番号1・2は隣接する農地であり、内容もほぼ同じであるため一括して説明。

(番号1)

譲渡人は芝町のDさん、譲受人は兵庫県のEさんです。土地の所在は、芝町・畑・204㎡、芝町・畑・624㎡です。

(番号2)

譲渡人は芝町のGさん、譲受人はHさんです。土地の所在は、芝町字下大曾根1173番1・畑・1003㎡です

地図は番号1・2ともに7ページです。申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、太陽光発電施設を建設したいとのことです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積については、添付された土地利用計画図から妥当と思われます。

事務局 周辺農地の営農条件への支障につきましては、周囲に耕作中の農地は無く、被害発生の恐れはないと考えられます。隣接地の所有者の了解は得ております。現地調査は、濱田委員、築谷委員にお願いしました。なお、現在は耕作中で作物がありますが、こちらについては収穫後に転用の工事に入るとの連絡を受けております。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

濱田委員 相当大きい面積です。番号1は、現在白ネギを収穫中ですが、これを最後に離農されるとのこと。近くの田畑は、ほとんど耕作してありません。去年1軒新築の家が建ったようです。周囲はほとんど荒廃地でございます。皆様の審議をお願いします。

議長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。
他にご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第35号の番号1と番号2は、原案のとおり承認されました。続きまして、番号3の説明をお願いします。

事務局 (番号3)

譲渡人は高松町のIさんで、譲受人は外江町のJさん・Kさんです。土地の所在は、外江町・畑・362㎡、です。地図は16ページです。申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、一般個人住宅を設置したいとのこと。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接した区域であり、第2種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積については、添付された土地利用計画図から適当と思われれます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、敷地周囲にコンクリートブロック塀を設置し、流水等の発生を防止することですので、被害発生の恐れはないと考えられます。周辺耕作者の同意は得ております。現地調査は、濱田委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 現地の報告をします。以前農地パトロールで回った際には、売り出しの看板が立っていました。周辺も新築の家が建っておりまして農地としては条件がよくないと思います。これから住宅街になるような場所と思われます。皆様の審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。
他にご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第35号の番号3は、原案のとおり承認されました。
続きまして、番号4の説明をお願いします。

事務局 (番号4)

譲渡人は渡町のLさんで、譲受人は渡町のMさんです。土地の所在は、渡町・田・82㎡、渡町・田・72㎡、渡町・田・740㎡、渡町・田・592㎡、渡町・畑・72㎡、渡町・田・647㎡、合計2,205㎡です。地図は21ページです。申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、資材置場兼鉄筋加工場を設置したいとのことです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域に近接している区域であり、第2種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの残高証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積については、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、周囲に耕作中の農地は無く、被害発生のおそれはないと考えられます。現地調査は、濱田委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 2年程前に耕作していた方がおられましたが、水はけの問題で作物が出来ませんでした。その次に別の方が苗木を植えておられましたが、全部枯れてしまいました。畑以外に使用した方がいいと思います。皆様の審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。
他にご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。
賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第35号の番号4は、原案のとおり承認されました。続きまして、番号5の説明をお願いします。

事務局 (番号5)

譲渡人は財ノ木町のNさんで、譲受人は財ノ木町のOさん・Pさんです。土地の所在は、財ノ木町・畑・286.91㎡、財ノ木町・畑・5.55㎡、合計292.46㎡です。地図は25ページです。申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、一般個人住宅を設置したいとのことです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている区域であり、第3種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積については、添付された土地利用計画図から適当と思われる。周辺農地の営農条件への支障につきましては、周囲に耕作中の農地は無く、被害発生のおそれはないと考えられます。現地調査は、濱田委員、築谷委員にお願いしました。こちらの申請地の北側と南側が既に転用の申請が出てきており許可もされている側の残った間の部分になります。以上です。

議 長 議案の説明が終わりました。現地調査の報告をお願いします。

濱田委員 資料の通り住宅街でございまして、農業を行うにはあまりいい所ではありません。皆様の審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。他にご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第35号の番号5は、原案のとおり承認されました。続きまして、番号6の説明をお願いします。

事務局 (番号6)

譲渡人は米子市大崎のQさんで、譲受人は島根県のRさんです。土地の所在は、三軒屋町・畑・194㎡、三軒屋町・畑・52㎡、三軒屋町・畑・46㎡、三軒屋町・畑・115㎡、合計407㎡です。地図は28ページです。

事務局 申請理由は、申請地を売買により譲り受けて、太陽光発電施設を設置したいとのことです。申請地周辺の農地区分につきましては、住宅が連たんしている宅地化が進行した区域であり、第3種農地に該当します。資力及び信用につきましては、金融機関からの融資証明書が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積については、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接地に農地は存在せず、被害発生のおそれはないと考えられます。この内容は、8月総会に諮った内容の再申請になります。以前は周辺住民の反対があるということで住民説明会を開催するようにとこちらの方から要請を行い、その後住民説明会がありましたので再度申請という形で出てきております。

事務局長 先ほど説明しました通り、8月の農業委員会総会の時も議案としてあげましたが、住民説明が十分になされていないということで保留とした件です。説明会の様子をお伺いしたかったため、足立会長・酒井職務代理・事務局と事業者の方で直接お話しする機会を設けました。しかしながら、来られた方は事業主ではなく施行業者でした。事業主に話を聞きたいと申しあげましたところですが、結論といたしまして施工業者はRさんの代理人として説明に来たということでありましたので、お話をお伺いしました。その際に農業委員会会長宛に上申書を提出されましたので、文章を読ませていただきます。

※事務局長が上申書の内容を読み上げる

※概要：説明会を行ったが周辺住民の同意は得られず、その場合は後日改めて戸別訪問を行うことで合意した。しかしながらその後の戸別訪問でも住民の総意・了解は得られていない。仮に地域住民の方から苦情を申し出られた場合は、事業者において本件を処理するので、許可申請の審議を進めていただきたくお願いしたい。

事務局長 今のところ住民との合意には至っておりません。農業委員会といたしましては、周りの農地に影響等について審査をする立場ですが、周りには農地はなく、住宅地があるところで周りの住民の同意を得なければならないかという農業委員会ではそれは審査の項目外です。

事務局長 農業委員会の制度上、審議を進めていきたいと考えています。

議長 現地調査は既に報告を受けた通りです。申請書類に不備はありません。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

酒井委員 行政上の問題は無いという認識でよろしいでしょうか。

事務局 行政上の問題はありません。

河岡委員 行政上の問題が無いことは、周辺住民の方は理解しておられるのでしょうか。

事務局 当初より説明を行っており、理解はしていただいています。

河岡委員 過去に境港市農業委員会が許可を出し、太陽光発電施設の設置後にトラブルとなったケースはありますか。

事務局長 事務局が把握しているのは、草刈り等の管理が行われていないというものです。住民の嘆願書に書かれていた様な騒音を始めとする環境汚染等のトラブルはありません。

議 長 今後こうしたトラブルが発生する可能性が高いため、県には施設設置の基準を求めているところですが、今のところ策定には至っていません。

議 長 意見書には地域住民の同意が得られていないという事を記載して提出します。それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第35号の番号6は意見書付きで承認されました。続きまして議案第36号「農用地利用集積計画(案)について」、議案第37号「農用地利用配分計画(案)について」を一括して議題とします。議案内容に関係しますので河岡委員は退席をお願いします。

(河岡委員が退室)

議 長 それでは事務局より説明をお願いします。

事務局 まず議案第36号「農用地利用集積計画(案)について」を説明させていただきます。議案31ページから35ページです。32ページが総括表です。33、34ページが利用権設定の各筆明細です。35ページが今回利用権の設定を受ける耕作者の農業経営状況の一覧です。33ページにつきましては、鳥取県とSさんとの相対契約です。

事務局 34ページの担い手育成機構が借り受ける農地について、上2筆については次の議案である農用地利用配分計画に記載されている方に貸し出される予定です。下7筆については、担い手育成機構が一時的に中間保有し、その後農家へ貸し出される予定となっております。いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当しており、特に問題はないと考えます。

次に議案第37号「農用地利用配分計画（案）について」を説明させていただきます。議案の36、37ページです。これは農地中間管理事業により借り受けた農地を耕作者に貸し付けるために作成する計画ですが、市町村が農地中間管理機構である鳥取県農業農村担い手育成機構から依頼を受けて農用地利用配分計画の案を作成することになっており、この案を作成するにあたっては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条に「必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」とあることから、境港市長から意見を求められたものになります。今回は、新規の農地契約によるもの2件の配分計画案になっています。なお、農用地利用配分計画は、担い手育成機構から県に提出され、県知事の告示により決定されることになります。以上です。

議長 議案の説明が終わりました。他にご意見ご質問等はありませんか。それでは採決いたします。議案第36号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第36号は、原案のとおり承認されました。続きまして、議案第37号に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員賛成ですので、議案第37号は、原案のとおり承認されました。

（河岡委員が入室）

（事務局から次の事項について報告）

報告第22号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第23号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第24号 認定電気通信事業者の行う無線基地局の設置に伴う事業計画の提出について

報告第25号 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○令和2年度農業委員会特別研修会(倉吉) 令和2年11月19日(木)

(会長・職務代理・足立恵一委員・角委員・事務局)

○常設審議委員会(会長) 令和2年11月24日(火)

○第12回境港市農業委員会総会 令和2年12月10日(木)

・農業委員会情報 市報11月号「令和2年秋季労働賃金標準額について」
12月号「農地利用意向調査について」予定

・境港市町界、町名、地番整理審議会委員の委嘱について(足立会長)
任期:令和2年11月1日から令和4年10月31日まで

・教育委員会から学校給食用野菜の仕入れ農家斡旋の依頼について

議 長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。以上をもちまして令和2年第11回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和2年11月10日

境港市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
